

ビジネス・キャリア検定試験標準テキスト『営業2級』（第3版）の記述の一部について、法律改正等により内容が変更されましたので、以下の通り変更させていただきます。

刷	頁	該当箇所	変更前	変更後
初刷	326	本文上から9行目～19行目	<p>この場合に、消費者は、操作ミスで内心と異なる意思表示をしたとして「<u>錯誤無効</u>」（民法95条）の主張が可能である。しかし、これに対して事業者側は、表意者の重過失を主張し、<u>錯誤無効は主張できない</u>と反論する（同法95条但書）ことが可能である。ただ、これでは消費者の保護は十分に図れない。そこで、電子契約法は、消費者が行う電子消費者契約の申込みあるいは承諾の意思表示につき、民法95条但書の適用を排除するものとした（電子契約法3条）。</p> <p>ただし、事業者側で、消費者の注文の意思表示を確認する措置を講じている場合には、<u>同条但書の適用を主張</u>することができる（同法3条但書）。たとえば、申込みのボタンをクリックした場合に、そのことを確認する画面の表示などである。</p>	<p>この場合に、消費者は、操作ミスで内心と異なる意思表示をしたとして「<u>錯誤取消し</u>」（民法95条1項1号）が可能である。しかし、これに対して事業者側は、表意者の重過失を主張し、<u>錯誤取消しはできない</u>と反論する（同法95条3項）ことが可能である。ただ、これでは消費者の保護は十分に図れない。そこで、電子契約法は、消費者が行う電子消費者契約の申込みあるいは承諾の意思表示につき、民法95条3項の適用を排除するものとした（電子契約法3条）。</p> <p>ただし、事業者側で、消費者の注文の意思表示を確認する措置を講じている場合には、<u>民法95条3項の適用を主張</u>することができる（同法3条但書）。たとえば、申込みのボタンをクリックした場合に、そのことを確認する画面の表示などである。</p>
初刷	326～327	326頁 本文下から10行目～ 327頁 本文上から6行目	<p>次に、契約が成立する時期について、民法の規定によれば、契約の申込みに対して、承諾の通知を発したときに契約は成立する（民法526条1項）とされている。これをオンラインショップ等の契約にそのまま適用するとすれば、消費者の契約の申込みに対して、事業者が承諾のeメール等を発信すれば、<u>実際消費者のもとに届かなくても、契約は成立することになる。</u></p> <p>民法の規定は、本来、隔地者間において、郵便等を利用して承諾の意思表示をするには相当程度時間がかかることを前提として、迅速な契約の成立を図る趣旨である。しかし、電子契約の場合には、瞬時に相手方に承諾の通知が到達するので、民法の規定を維持すべき前提を欠いているといえる。そこで、電子契約法は、契約の承諾について民法第526条第1項の規定および第527条の規定は適用しないとしている（電子契約法4条）。その結果、契約の承諾は、消費者に到達した時点で効力を発生し、契約は成立することになる。具体的には、eメールの場合であれば、メールサーバのメールボックスに情報が記録された時点と解されている。</p>	削除
初刷	328	本文下から4行目～1行目	<p><u>さらに、買主Bが、自動車の受け取りを拒絶していた場合であれば、その点について、受領遅滞（民法413条）の責任として損害賠償責任が発生するかどうかとも問題となる。しかし、これを否定するのが一般的である。</u></p>	<p>なお、Bが自動車の受け取りを拒み、または受け取ることができなかった場合には、<u>受領遅滞の効果が生じる。すなわち、Aは、履行の提供をしたときからその引渡しをするまで、自己の財産に対するのと同一の注意をもって、その自動車を保存すれば足りる（民法413条1項）。また、Bの受領遅滞によって履行の費用が増加したときは、その増加額は、Bの負担となる（同条2項）。</u></p>
初刷	329	本文上から12行目	（民法540条）。	（民法540条・545条4項）。
初刷	329	本文下から12行目～3行目	<p><u>かかる場合に、「履行しないことが債務者の責めに帰すべき事由によること」が必要である。天災その他やむを得ない事由によって履行できなかったときは、かかる事由はない。また、「履行しないことについて違法であること」も必要である。同時履行の抗弁権（民法533条）などにより、履行しないことについて正当な理由があるときは、債務者は責任を負わない。</u></p> <p><u>このような要件を満たしたうえで、債権者から「相当な期間を定めた履行を促す催告があったとき」は、債権者は契約の解除をなすことができる（同法541条）。また、履行がなかったことに関する債務者に対する損害賠償請求もなすことができる（同法545条3項）。</u></p>	<p><u>債権者は損害賠償の請求をすることができるのが原則である（民法415条1項本文）。ただし、その債務の不履行が契約その他の債務の発生原因および取引上の社会通念に照らして債務者の責めに帰することができない事由によるものであるとき（同条同項但書）、または債務者が同時履行の抗弁権を行使しているために債務不履行が違法とはいえないとき（同法533条）は、請求をすることができない。</u></p> <p><u>これに対して、契約の解除はもっぱら債権者を契約の拘束から解放することを目的とする制度であることから、債権者が「相当の期間を定めて履行を催告し、債務者がその期間内に履行しない」ことが要件とされており、債務者の責めに帰することができない事由の有無は問わない（同法541条本文）。ただし、相当の期間を経過したときにおける債務の不履行がその契約および取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、解除することができない（同法同条但書）。また、債務不履行が債権者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、契約を解除することができない（同法543条）。</u></p> <p><u>なお、債権者は契約を解除しても債務者に対して損害賠償の請求をすることができる（同法545条4項）。</u></p>
初刷	330	本文上から9行目～15行目	<p>かかる「<u>履行不能</u>」が発生していることと、<u>履行遅滞の場合の要件と同じように「履行しないことが債務者の責めに帰すべき事由によること」および「履行しないことについて違法であること」の要件を満たす場合には、債務者の履行不能に基づく責任が発生する。</u></p> <p><u>この場合には、債権者たる契約の当事者は、履行の催告を要せず、直ちに契約の解除をすることができる（同法543条）。また、あわせて債務者に対する損害賠償請求をすることができる（同法545条3項）。</u></p>	<p>かかる「<u>履行不能</u>」が発生している場合には、<u>債権者は損害賠償の請求をすることができるのが原則である（民法415条1項本文）。ただし、履行遅滞の場合と同様、その履行不能が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして債務者の責めに帰することができない事由によるものである場合には、損害賠償の請求をすることはできない。</u></p> <p><u>履行不能の場合には、債権者たる契約の当事者は、履行の催告を要せず、直ちに契約の解除をすることができる（同法542条1項1号）。ただし、債権者の責に帰すべき事由によって履行不能が生じた場合には、契約を解除することができない（同法543条）。また、あわせて債務者に対する損害賠償請求をすることができる（同法545条4項）。</u></p>

初刷	330	本文下から 11 行目～6 行目	この場合も他と同じように「 <u>履行しないことが債務者の責めに帰すべき事由によること</u> 」および「 <u>履行しないことについて違法であること</u> 」の要件を満たす場合には、 <u>債務者の不完全履行に基づく責任が発生する。</u> ただ、一口に不完全履行といっても、改めて完全な履行をすることができる場合とできない場合がある。	この場合も債権者は原則として損害賠償の請求をすることができる（民法 415 条 1 項本文）が、その不完全履行が契約その他の債務の発生原因および取引上の社会通念に照らして債務者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、債務者は責任を免れる。 これに対して、 <u>解除については場合分けをする必要がある。</u> すなわち、一口に不完全履行といっても、改めて完全な履行をすることができる場合とできない場合がある。
初刷	331	本文上から 3 行目	～併せて損害賠償請求をすることができる（同法 545 条 3 項）。	～併せて損害賠償請求をすることができる（同法 545 条 4 項）。
初刷	331	本文下から 10 行目～6 行目	また、履行遅滞を理由に契約の解除をしたときには、本来の履行に代わる損害賠償請求（「てん補賠償」という）を請求することができる。 なお、民法は、損害賠償の方法としては、金銭賠償を原則としている（民法 417 条）。すなわち、損害を金銭で評価して、その金額で支払うことになる。	また、履行遅滞を理由に契約の解除をしたときには、本来の履行に代わる損害賠償請求（「てん補賠償」という）を請求することができる（民法 415 条 2 項 3 号）。 なお、民法は、損害賠償の方法としては、金銭賠償を原則としている（同法 417 条）。すなわち、損害を金銭で評価して、その金額で支払うことになる。
初刷	331	本文下から 3 行目～2 行目	～一般的には、債務不履行と相当因果関係にある損害を賠償すればよいと解されている（同法 415 条）。	～一般的には、債務不履行と相当因果関係にある損害を賠償すればよいと解されている（同法 416 条参照）。
初刷	332	本文下から 13 行目～4 行目	金銭債務の履行遅滞においては、履行遅滞であることが不可抗力による場合でも、債務者は、損害賠償責任を負担する（同法 419 条 2 項）。また、金銭債務の履行遅滞による損害賠償の額は、実際に生じた損害の額とは無関係に原則として法定利率（民法においては年 5%）によって計算された額となる（同法 419 条 1 項）。当事者間で法定利率より高い利息の利率を定めているときには、その利率による（同法同条同項但書）。 ② 履行不能の場合の損害賠償 履行不能の場合には、債権者は債務者に対して本来の履行に代わるてん補賠償を請求することができる。その際、その額の算定基準時が問題となる。	金銭債務の履行遅滞においては、履行遅滞であることが不可抗力による場合でも、債務者は、損害賠償責任を負担する（同法 419 条 3 項）。また、金銭債務の履行遅滞による損害賠償の額は、実際に生じた損害の額とは無関係に原則として <u>債務者が遅滞の責任を負った最初の時点における法定利率（2020 年 4 月 1 日から 3 年間は年 3%）</u> によって計算された額となる（同法 419 条 1 項・404 条 2 項～5 項）。当事者間で法定利率より高い利息の利率を定めているときには、その利率による（同法 419 条 1 項但書）。 ② 履行不能の場合の損害賠償 履行不能の場合には、債権者は債務者に対して本来の履行に代わるてん補賠償を請求することができる（民法 415 条 2 項 1 号）。その際、その額の算定基準時が問題となる。
初刷	334	本文上から 8 行目～9 行目	～または、保証契約が商行為であるときには、保証債務は常に連帯保証債務になる（商法 511 条）。	～または、保証契約が商行為であるときには、保証債務は常に連帯保証債務になる（商法 511 条 2 項）。
初刷	334	本文下から 14 行目～13 行目	～また、連帯保証人に対する請求は、主たる債務者にもその効果が及ぶ（同法 457 条）という違いもある。	削除
初刷	334 ～ 336	334 頁 本文下から 4 行目～ 336 頁 本文上から 1 行目	～このうち、包括根保証については、保証人に酷となることが多かったため、民法の改正により、個人が <u>貸金等債務</u> を根保証する際に、包括根保証は禁止されることとなった（同法 465 条の 2）。しかし、法人による保証、 <u>売買代金債務</u> や <u>不動産賃料債務の保証</u> については、現在も制限されていない。 民法が定める <u>貸金等根保証</u> は、保証する金額を「極度額」として定めなければならず、また、契約締結の日から 5 年を超えた日以降の債務を保証することはできない（同法 465 条の 2 第 2 項・465 条の 3 第 1 項）。	～このうち、包括根保証については、保証人に酷となることが多かったため、民法の改正により、個人が根保証する際に、包括根保証は禁止されることとなった（同法 465 条の 2）。しかし、法人による保証については、現在も制限されていない。 民法が定める <u>個人根保証</u> は、 <u>主たる債務の種類にかかわらず保証する金額を「極度額」として定めなければならず</u> （同法 465 条の 2 第 2 項）、また、 <u>主たる債務が貸金等債務である場合には契約締結の日から 5 年を超えた日以降の債務を保証することはできない</u> （同法 465 条の 3 第 1 項）。
初刷	339	本文上から 1 行目～4 行目	～また、民法の改正によって認められた <u>貸金等根保証</u> においては、保証人の死亡は、元本の確定事由となり（同法 465 条の 4 第 3 号）、それ以降発生する債務については保証されないことになる。	～また、民法の改正によって認められた <u>個人根保証</u> においては、保証人の死亡は、元本の確定事由となり（同法 465 条の 4 第 1 項 3 号）、それ以降発生する債務については保証されないことになる。
初刷	392	図表 3 - 4 - 1	意匠権（意匠法） ・物品のデザインを保証 ・登録から 20 年 著作権（著作権法） ・死後 50 年（法人は公表後 50 年、映画は公表後 70 年）	意匠権（意匠法） ・物品、建築物の外見や内装のデザインを保護 ・出願から 25 年 著作権（著作権法） ・死後 70 年（法人は公表後 70 年、映画は公表後 70 年）
初刷	401	本文上から 1 行目～3 行目	～なお、 <u>意匠法の物品には不動産は含まれないので建物のデザインは意匠法では保護されない。</u>	～なお、 <u>建築物の外見や内装のデザインも保護の対象となった。</u>
初刷	401	本文上から 8 行目～13 行目	なお、 <u>家電や情報機器等の表示部に表示される画面デザイン</u> については、「 <u>物品がその本来的な機能を発揮するための操作に使用される画面デザイン</u> 」である場合には保護される。たとえば、携帯電話の通話者選択画面などがこれに該当する。また、表示部がないビデオディスプレイに接続されたディスプレイに表示された操作画面なども保護の対象となる。	なお、 <u>物品に記録・表示されているか否かにかかわらず、表示画像や操作画像そのものが保護されることとなった。</u> たとえば、サーバーに記録され、利用のつど送信される画像や、道路（物品以外の場所）に投影される画像は、物品に記録・表示されている画像ではないが保護される。
初刷	402	本文下から 6 行目	～意匠権の存続期間は <u>設定の登録から 20 年</u> である。	～意匠権の存続期間は <u>意匠登録出願の日から 25 年</u> である。
初刷	410	本文上から 5 行目～7 行目	～そして、その保護期間は個人が著作者である場合はその死後 50 年であり、法人が著作者である場合はその著作物の公表後 50 年とされている（ただし、映画の著作物の著作権は 70 年）。	そして、その保護期間は個人が著作者である場合はその死後 70 年であり、法人が著作者である場合はその著作物の公表後 70 年とされている。
初刷	414	本文上から 1 行目～3 行目	そのほか、「 <u>原産地等誤認惹起行為</u> 」「 <u>競争者営業誹謗行為</u> 」「 <u>コンテンツ技術的制限手段解除機器等提供行為</u> 」「 <u>ドメイン名不正取得等</u> 」等の行為も不正競争行為とされている。	そのほか、「 <u>原産地等誤認惹起行為</u> 」「 <u>競争者営業誹謗行為</u> 」「 <u>コンテンツ技術的制限手段解除機器等提供行為</u> 」「 <u>ドメイン名不正取得等</u> 」等の行為も不正競争行為とされている。また、「 <u>限定提供データ不正取得等</u> 」等の行為や、いわゆる「 <u>プロテクト破り</u> 」（技術的制限手段の効果を妨げる行為）を助長する不正競争行為の範囲を拡大し、効果を妨げる指令符号の譲渡や、効果を妨げる役務の提供等の行為も新たに不正競争行為とした。